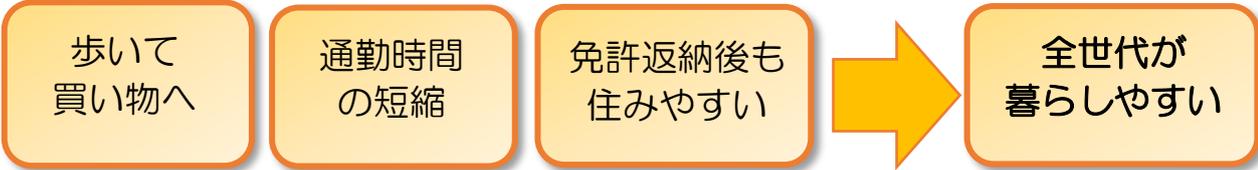


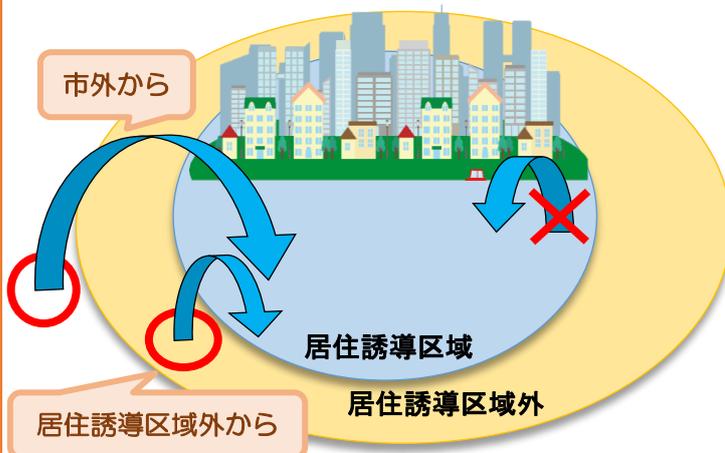
令和6年度浜松市まちなか定住促進補助金

まちなか移住で最大 **100** 万円補助します

歩いて暮らせるまちなかに移住しませんか？

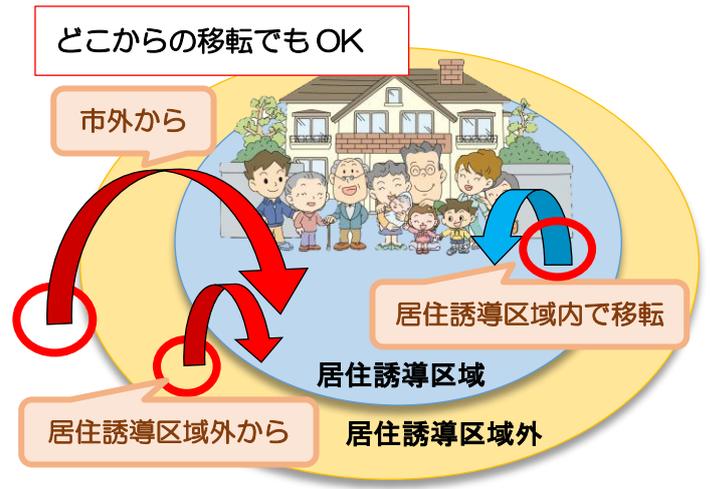


まちなかへ移住する方



補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
補助額	～ 50 万円	～ 25 万円

3世代同居等でまちなかへ移住する方



補助限度額	新築・取得費用 (対象経費の1/2まで)	増築・改修費用 (対象経費の1/10まで)
居住誘導区域外から移転	～ 100 万円	～ 50 万円
居住誘導区域内で移転	～ 50 万円	～ 25 万円

まちなかとは

- ※居住誘導区域内のことをいいます。(裏面参照)
- ※居住誘導区域内の災害リスクエリアは居住誘導区域外となります。(詳細は所管課(手引き参照または住宅課)にご相談ください)

※以下のすべてを満たす方が対象です □事前申請が必要です

- 居住誘導区域内への移住であること
- 3世代同居等の場合は、親世帯と子世帯が新たに同居または100m以内に近居すること
- 移転後の世帯員の合計人数が2人以上であること
- 世帯所得が750万円以下であること(3世代同居等の場合は子世帯の世帯所得)
- その他条件はホームページまたは下記までお問い合わせください。

お問合せ先 ▶ 浜松市 都市整備部 住宅課

☎ 053-457-2457 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

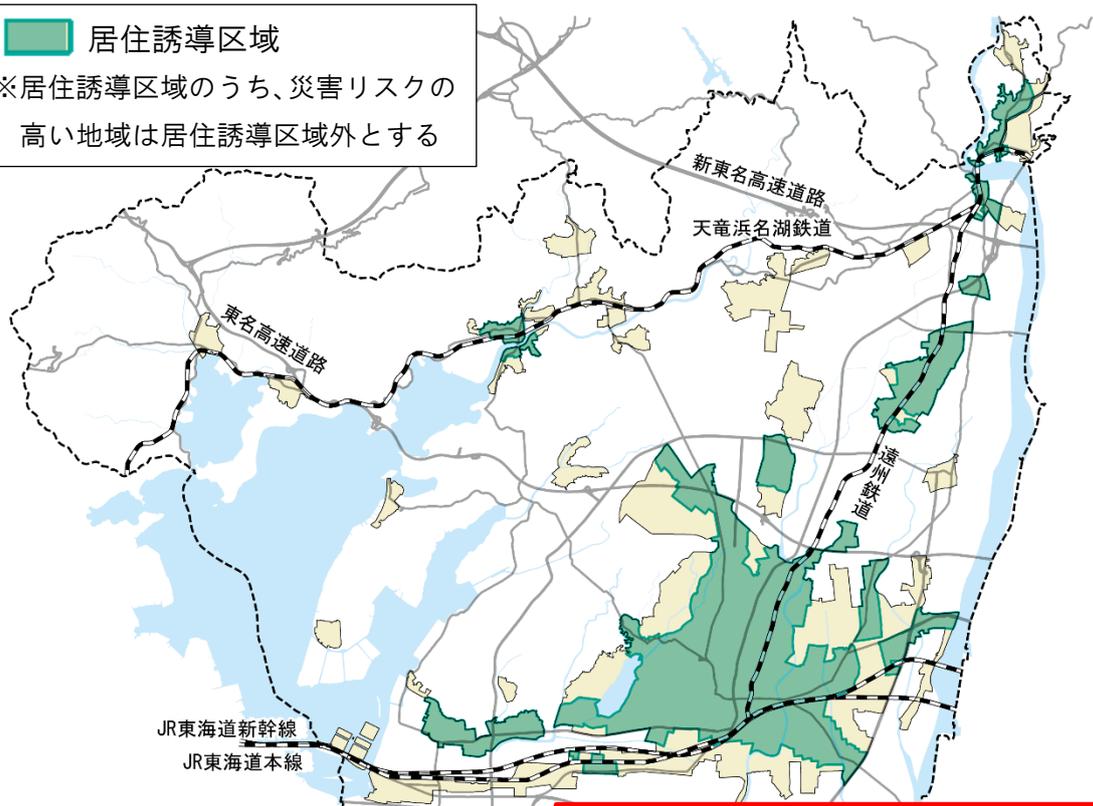




居住誘導区域について



居住誘導区域
 ※居住誘導区域のうち、災害リスクの高い地域は居住誘導区域外とする



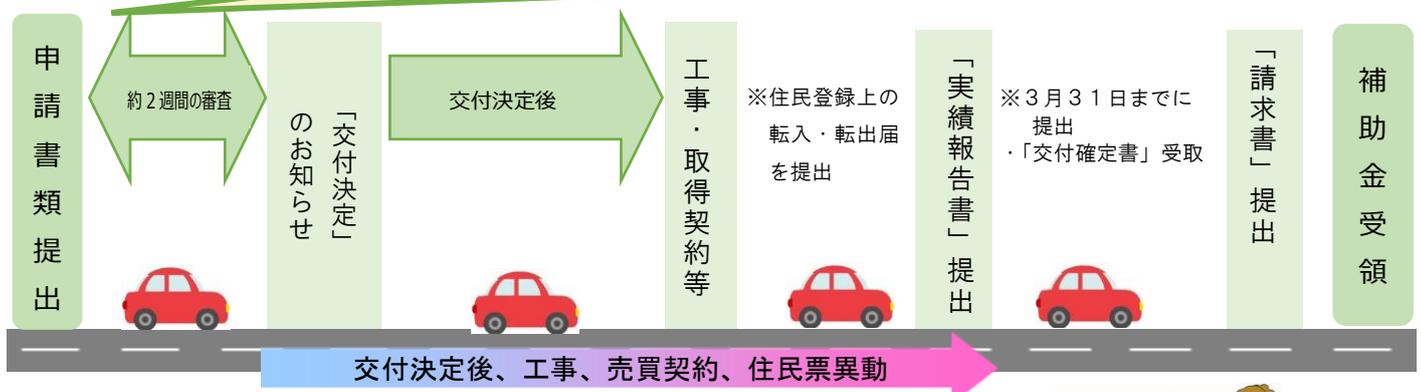
居住誘導区域をお調べになる場合は「都市計画マップ」をご参照ください。
 ※災害リスクエリアは調べられません。

「都市計画マップ入り口」
 ⇒住所を指定して地図を表示
 ⇒指定した地点の「+」選択
 ⇒「居住誘導区域」欄を確認

都市計画マップ

- 住宅敷地の過半が居住誘導区域にあれば、誘導区域の取り扱いとします。
- 行為地の建物が災害リスクエリア内にある場合には、誘導区域外の取り扱いとします。詳細については、所管課(手引き参照または住宅課)にてご確認ください。

着工・売買契約・住民票異動の2週間前までに申請をお願いします。



注意点

- ・予算がなくなり次第終了となります。
- ・同居により、保育所の利用や介護の補助などに影響がある場合がありますのでご確認ください。

